

<感染症の出席停止のめやす>

【感染を広げないため】

“病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間”であることから、集団の場での感染症の流行を防止するために行います。

<主な「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準>

学校保健安全法施行規則・第19条（出席停止の期間の基準）

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、 <u>解熱した後2日（園児においては3日）</u> を経過するまで（詳しくは裏面をご覧ください）
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が <u>発現した後5日</u> を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹（はしか）	<u>解熱した後3日</u> を経過するまで。 （医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください）
風しん	発しんが消失するまで （医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください）
水痘（みずぼうそう）	<u>すべての発しん（水疱）が痂皮化する（かさぶたになる）</u> まで （判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください）
咽頭結膜熱	主要症状（発熱、咽頭痛、結膜充血）が消退した後2日を経過するまで

《日にちの数え方》 ○○した後 △日を経過するまで…という記載の場合

○○と言う事象がみられた日を「0」日目と起算し、翌日から1日目、2日目と数えます。

<出席停止の手続きの流れ>

- 1 医師から感染症の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。
- 2 医師の指示に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。
（出席停止期間は、欠席扱いになりません。）
- 3 登校する際は、医師の指示に従って登校（園）してください。
（保護者等の判断による登校（園）はご遠慮ください。）
- 4 「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を保護者の方で記入していただき、登校（園）時にご提出ください。

※医療機関による証明書の提出は不要です。

（裏面：インフルエンザについて）

【インフルエンザ出席停止のめやす・児童生徒／乳幼児】

インフルエンザ発症日(発熱開始日)を 0日と数え、5日を経過し、

かつ 解熱した後 2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで出席を控えてください。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行(平成24年4月2日省令改正)

乳幼児(保育園・幼稚園)インフルエンザ発熱期間と出席開始日のめやす

発熱期間	第0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
2日間							出席可能			
3日間							出席可能			
4日間								出席可能		
5日間									出席可能	
6日間										出席可能

注意: 1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。



発熱



解熱

児童・生徒(小学生以上)インフルエンザ発熱期間と出席開始日のめやす

発熱期間	第0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
2日間							出席可能			
3日間							出席可能			
4日間							出席可能			
5日間								出席可能		
6日間									出席可能	

注意: 1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。



発熱



解熱